

松 山 大 学 論 集  
第 26 卷 第 1 号 抜 刷  
2 0 1 4 年 4 月 発 行

市 民 後 見 人 の 登 場  
— その社会的背景とは —

銭 偉 栄

# 市民後見人の登場\*

—— その社会的背景とは ——

銭 偉 栄

## 一 は じ め に

(1) 現行成年後見制度施行(2000年4月1日)後まもなく、成年後見の担い手不足という事態が生じた。こうした事態を打開するため、本人の親族や専門職以外の一般市民を第三者後見人として養成し活用する試みが<sup>①</sup>、同制度に対する需要の高い一部の地方自治体で行われるようになった。たとえば、2004年度の成年後見(法定後見)関係事件に係る市町村長申立件数および認容件数がともに1位を記録した<sup>②</sup>東京都は2005年度から、「社会貢献型後見人」を養成するための「後見人等候補者養成事業」の実施を開始した。「求められる後見業務の内容にマッチした多様な後見人の受け皿が不足していること」が成年後見制度の活用を阻害しており、「後見人の担い手は、親族、又は弁護士、司法書士及び社会福祉士の専門職が大きく占め、それ以外の選択肢がほとんど見当たらないという現状」を打開するためだ、というのがその理由である<sup>③</sup>。市民後見人の養成および活用において先駆的な取り組みをしている東京都世田谷区は2005年10月に「成年後見支援センター」を開設し、2006年度から、「第三者後見人の確保策として、住民相互の支え合いという考え方」に基づき、東京都の事業とは別に、独自に「世田谷区区民成年後見人養成研修」の実施を始め、2007年7月には区民成年後見人の第1号が誕生した<sup>④</sup>。東京都後見人等候補者養成事業に当初から参加した東京都町田市もまた、専門職後見人の限界と、専門職後見人でない後見人でも処理できる後見事務があることなどを理由とし

て、第三者後見人を確保するための市民後見人の養成・活用事業の実施を始めた<sup>4)</sup>。他方、大阪市では、2007年6月に「大阪市成年後見支援センター」が設置され、「地域福祉の視点から、(中略)親族以外で後見業務を行う第三者後見人の新たな担い手として、身近な「市民」という立場で後見活動を行う「市民後見人」を養成する」取組みが行われるようになった<sup>5)</sup>。

こうした流れを受け、国を挙げて市民後見人の養成・活用を開始したのは2011年度である。厚生労働省は同年度から、市町村(特別区を含む。)において市民後見推進事業(モデル事業)を推し進め、全国計37(26都道府県)の市区町が同事業を実施した。2011年6月15日に老人福祉法が改正され(2012年4月1日施行)、後見等にかかる体制の整備<sup>6)</sup>が市町村の努力義務とされた(同法32条の2)こともあって、同事業を実施する市区町は、2013年度にはおよそその3.5倍にあたる128(34都道府県)の市区町にまで増えた。それと同時に、市町村が単独では市民後見人を育成することが困難な場合に、都道府県が市町村における市民後見の取組みを広域的に支援するという観点から、「都道府県市民後見人育成事業」(高齢者権利擁護等推進事業の一内容)を実施し、市民後見人の養成や活動支援を行うことになっており、2013年度は8府県で実施した<sup>7)</sup>。

これにあわせたかのように、最高裁判所は2011年から、市民後見人の受任件数の統計発表を始めた。2年目である2012年の受任件数は、2011年の92件より39件増えて計131件に達したが、第三者後見人全体に占める割合はまだ約0.8%に過ぎない<sup>8)</sup>。したがって、市民後見はそのスタートを切ったばかりである。

(2)「わが国では、急速に社会の高齢化・少子化が進行し、痴呆性(ママ)高齢者および一人暮らしまたは夫婦のみで暮らす高齢者が増加するなかで、高齢社会への対応が急務となっています<sup>9)</sup>とあるように、2000年の成年後見制度改革(以下、「2000年法改正」という。)は、「高齢社会への対応」を見据えたうえで行われたはずである。にもかかわらず施行後間もないころから成年後見

の担い手不足という事態に遭遇したのはなぜだろうか。そして、こういう事態は一時的な現象にすぎないのか、それとも持続的・不可逆的な現象であるか。これらの疑問を解明することは、今後の市民後見のあり方を検討するうえでは必要不可欠なことである。

そこで、本稿では、続稿において市民後見のあり方を検討するに先立ち、成年後見制度に対する需要および今後の傾向、親族後見の限界および専門職を中心とする第三者後見の現状とその限界という3つの視点から、市民後見を必要とする今日の社会的背景を詳しく分析することとしたい。

## 二 市民後見を必要とする社会的背景

### 1 成年後見制度に対する需要の増大

(1) 厚生労働省が「市民後見推進事業実施要綱」<sup>10)</sup>において市民後見推進理由の1つとして挙げたのは、認知症高齢者の増加に伴う成年後見制度利用者の増加およびそれに対する潜在的需要の増大である。それによれば、「認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある」という。

成年後見制度施行後十数年間、制度利用者数は年々増加する一途をたどっている。現行制度施行開始前の1999年度における旧禁治産・準禁治産宣告の申立件数は3,634件に過ぎなかったが、現行制度施行開始後の初年度である2000年度における成年後見申立件数（任意後見監督人選任事件を除く。）はおよそその2.5倍にあたる8,956件になった。同申立件数は、翌2001年度には1万

件を超え、1万985件に達した。その4年後の2005年度には2万件を超える2万823件に、2011年にはついに3万件を超え、2012年には3万4,004件になり、およそ1999年度における旧禁治産・準禁治産宣告の申立件数の9.36倍にも達した。そして、現行制度の下での終局認容件数（任意後見監督人選任事件を除く。）もまた、2000年度の3,492件から2012年の3万893件にまで大きく伸び、約8.85倍に達した。2012年12月末日における成年後見制度の利用者数は合計16万6,289人にも上っている<sup>11)</sup>

(2) 成年後見制度の利用者数が10年あまりの間にこれだけ急激に伸びてきた理由の1つとして、旧禁治産制度の利用を抑制する諸要素が2000年法改正によって取り除かれたことをあげることができる。

まず、「禁治産」および「準禁治産」という用語に対する社会的偏見が強かったことや禁治産・準禁治産の宣告の公示が戸籍への記載をもってされていることに対する利用者の強い抵抗感<sup>12)</sup>により、旧禁治産制度の利用が抑制されていた。2000年法改正により、「禁治産」および「準禁治産」に代わって、「後見」「保佐」「補助」が使用されることになり、また後見開始・保佐開始・補助開始の公示手段として、戸籍への記載に代わって後見登記ファイルへの記載が採用されたことにより、制度の利用を抑制してきた上記要素が取り除かれた。

つぎに、身寄りのない認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の財産管理等のための申立てが困難であること<sup>13)</sup>により生じた制度利用の抑制である。旧禁治産制度のもとでは、現行制度と同様、制度を利用する必要はあるが、親族等の関係者による成年後見開始の申立てを期待できない身寄りのない認知症高齢者等のために、検察官を公益の代表者として定め、それに申立権を付与していた<sup>14)</sup>。しかし、検察官による申立ての実績は乏しく、検察官による申立てのみでは身寄りのない認知症高齢者等の保護に欠けるとするのが現状である<sup>15)</sup>。検察官を申立権者と定めることは旧民法にさかのぼる。「検事」を禁治産の請求権者と定めた旧民法人事編223条1項の規定は、本人、後見人および保佐人を請求権者に加えたうえ、明治民法7条(現7条)に引き継がれた<sup>16)</sup>。旧民法注

積書の多くは、そもそも「検事」を公益の代表者として請求権者と定めたのは、「本人の保護」<sup>17)</sup>というより、「公益の保護」の観点に基づくものだとする<sup>18)</sup>。このことは、旧民法人事編 232 条 2 項が準禁治産の請求権者に「検事」を加えなかった<sup>19)</sup>のも、「茲ニ檢（ママ）事ヲ除キタル所以ハ此場合ハ専ラ其者（心神耗弱者、聾啞者、盲者および浪費者＝筆者注）ノ私益ニ関シ瘋癲狂病者ノ如ク公益ニ関スルコト多カラサル」ため、すなわち公益保護の必要性が高くないからだとされている<sup>20)</sup>。検察官による申立て件数の低迷には、公益保護の必要性がとくに高い場合に限って成年後見の申立てをするという検察官の姿勢が影響しているのではないかと推測される。

身寄りのない認知症高齢者等の財産管理等のための申立てが困難な状況の打開を図るため、① 2000 年法改正の際に、市町村長申立制度（老人福祉法 32 条、知的障害者福祉法 28 条、精神保健及び精神障害者福祉法 51 条の 11 の 2）を整備した。② 2005 年、市町村長申立権の行使に際しての本人親族確認要件を緩和した。すなわち、市町村長申立ては、本人の「福祉を図るため特に必要があると認めるとき」に限って認められる（老人福祉法 32 条ほか）。ここにいう本人の「福祉を図るため特に必要があると認めるとき」の意義について、従来は、民法 7 条、11 条および 15 条との兼ね合いから、市町村長による後見開始等の審判請求に際して、本人の 4 親等内の親族の有無を確認しなければならないとされていた<sup>21)</sup>。しかし、実務上、「4 親等内の親族の有無確認作業が極めて繁雑」であり、それが要因となって、市町村長申立てが十分に活用されなかったため、2 親等内の親族の有無を確認すれば足りることとした<sup>22)</sup>。③ 市町村長申立制度の利用促進のため、厚生労働省は 2001 年度から、「成年後見制度利用支援事業」（介護予防・生活支援事業の一内容）に対する国庫補助を開始し、身寄りのない重度の認知症高齢者等を対象に、成年後見制度の利用申立てに要する経費および後見人等の報酬の全部または一部の助成を始めた<sup>23)</sup>。他方、知的障害者については、2003 年に認知症高齢者と並び、前記事業の対象者に付け加えられたが<sup>24)</sup> 2006 年 10 月 1 日から、精神障害者とともに、障害者を対象

とする地域生活支援事業中の成年後見制度利用支援事業の対象者となった<sup>25)</sup> ④成年後見制度利用支援事業による補助の対象は当初、いずれも市町村長申立てにかかる後見開始等の審判請求に限定されていたが、2008年度からその制限はいずれも解除され、本人申立て、親族申立て等についても補助の対象となりうるようになった<sup>26)</sup> 前記促進策および緩和策が功を奏して、身寄りのない認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等による制度利用が着実に伸びている。成年後見制度施行当初の2000年度に全体の約0.5%にあたる23件しかなかった市町村長申立てが、2001年度には、その5倍にあたる115件に達し、全体の約1.1%を占めるようになった。その後も増え続け、2010年には全体の1割を超え、2012年には4,543件、全体の約13.23%にまで達した<sup>27)</sup>

ほかに、多数の法律中に禁治産者・準禁治産者に係る欠格条項が存在していたことも成年後見制度の利用を阻害する要因の1つとしてあげられた<sup>28)</sup> 1999年3月現在において158件あった<sup>29)</sup> が、そのうちの35件が民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第151号平成11・12・8）によって削除された。このように、2000年法改正時において欠格条項を縮減し、もって成年後見制度の利用を阻害する要因の除去が図られた<sup>30)</sup> にもかかわらず、成年被後見人等の権利や職業選択の自由などを制限する欠格条項は2000年法改正後もなお大量に存在している。筆者の調べでは、2014年2月1日現在、欠格条項は156件に上っている<sup>31)</sup> とりわけ、成年被後見人の選挙権を一律かつ全面的にはく奪する公職選挙法11条1項1号が憲法15条等との関係で問題視され、いち早く見直しを求められた<sup>32)</sup> 2013年3月14日、東京地方裁判所は、公職選挙法旧11条1項1号の規定を憲法15条3項および14条1項等の規定に違反し無効である旨の判決を言い渡した<sup>33)</sup> これを受け、2013年5月に成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布された（同年6月30日施行）<sup>34)</sup> 同法により、公職選挙法旧11条1項1号が削除され、成年被後見人の選挙権が回復された<sup>35)</sup> 今後、選挙権の回復が成年後見制度利用者の増加につながるかどうかが目ま

れるところである。

(3) 従来の禁治産制度は、主として無能力者本人の財産の逸失を防ぐことをその根拠ないし目的としていた<sup>36)</sup>。実際に、1995年度の禁治産・準禁治産宣告事件における申立ての動機として、財産管理処分・遺産分割協議が全体の約80.1%を占めているのに対して、身上監護はわずかその約7.0%しか占めていない。

これに対して、現行成年後見制度は、本人の財産管理を主たる目的とするほか、本人の身上監護に関する法律行為についても充実した支援を目指している<sup>37)</sup>。現行成年後見制度の施行開始と同時に介護保険制度が導入された(2000年4月施行)。それを契機として、「措置から契約へ」といわれる社会福祉サービスの提供仕組みの転換を目指す社会福祉基礎構造改革が行われた。従来の措置制度のもとでは、社会福祉サービスの利用者は、措置権者である行政に相談しさえすれば、行政による決定の上、行政自らまたは行政から委託を受けた事業者からサービスを受けることができた。しかし、「措置から契約へ」の転換によって、介護サービスを受けようとする利用者(本人)は、まず要介護認定の申請をし、それから指定事業者と介護サービス利用契約を締結してはじめて介護サービスの提供を受けることができるようになった。そのため、判断能力不十分な利用者が要介護認定の申請および介護サービス契約の締結などの行為をするときに、その者の意思決定を支援する必要性が生じたのである。

現行制度施行後の初年度に該当する2000年度には、身上監護を目的とする申立ての割合が著しく増加し、全体の約15.9%を占めるようになり、<sup>38)</sup>2012年には、申立ての動機に占める身上監護関連(身上監護・介護保険契約)の割合は約3割近く(29.84%)にも達した。とりわけ、成年後見申立ての動機に占める「介護保険契約」の増長が著しく、2012年には動機全体に占める割合が約17.4%になった(後掲【表1】参照)。

したがって、本人の財産管理のほか、本人の身上監護に関する法律行為についても充実した支援を目指すという成年後見制度の方向性が身上監護を目的と

【表1】申立ての動機別割合（複数あり）

	動機総数	動機別	財産管理	身上監護	介護保険契約
2000年度	-	件数	-	-	-
		割合(%)	(62.5)	(15.9)	(2.0)
2010年	49,983	件数	26,883	10,403	3,637
		割合(%)	(53.8)	(20.8)	(7.3)
2011年	59,885	件数	33,158	7,764	9,890
		割合(%)	(55.4)	(13.0)	(16.5)
2012年	66,134	件数	36,843	8,226	11,508
		割合(%)	(55.7)	(12.4)	(17.4)

資料：成年後見関係事件の概況（各年）。

する利用者の増加につながったといえよう。

(4) 上述したように、2012年12月末日における成年後見制度の利用者数は合計16万6,289人にも上っている。しかし、この数も氷山の一角にすぎない。成年後見制度に基づく意思決定の支援を要する者、すなわち成年後見制度の潜在的利用者数は、推定約783.4万人にも達し、そのうち、認知症高齢者は約439万人（2010年現在）と推計される<sup>39)</sup>。平均寿命が伸長する傾向にあることおよび認知症の発症率は医学的には、一般に高齢になるほど高くなること（後述）から、今後も知的障害者および精神障害者より確実にその数を伸ばす可能性がある。

いままでの推移をみる限り、知的障害者および精神障害者の伸びはそれほど顕著ではない<sup>40)</sup>。とりわけ、知的障害は発達期に現れるものであるから、人口の高齢化の影響を大きく受けることはない<sup>41)</sup>。また、精神障害の発生時の年齢については、60歳以上はわずか6.3%しか占めておらず、20歳未満の41.0%、20から39歳の37.3%および40～59歳の13.8%のいずれよりも低く<sup>42)</sup>。よって知的障害と同じく、人口の高齢化の影響を大きく受けることはないといえよう。これに対して、厚生労働省の2012年8月24日付報道発表資料<sup>43)</sup>によれば、認知症高齢者のうち、日常生活自立度Ⅱ以上<sup>44)</sup>の者は、推計149万人だった2002

年から2012年までの10年間で倍増し、推計305万人に達した。

2000年から2010年までの間に、日本人の平均寿命は、男性は1.83年(77.72年から79.55年に)、女性は1.7年(84.60年から86.30年に)伸びた<sup>45)</sup>他方、認知症の発症率は、後掲【表2】が示すように、医学的には、一般に高齢になるほど高くなり、65歳以上の高齢者を5歳ごとに区切った年齢段階別で見ると、段階が上がるごとに発症率が2倍になるとされている。したがって、平均寿命の伸長が続く限り、認知症高齢者数は今後も確実に増えていくであろう。

【表2】 老年期認知症の年齢階級別有病率 (%)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳～
全体	1.5	3.6	7.1	14.6	27.3
男	2.1	4.0	7.2	12.9	22.2
女	1.1	3.3	7.0	15.6	29.8

資料：若年痴呆研究班編『若年期の脳機能障害介護マニュアル』167頁。

## 2 家族機能の縮小と親族後見の後退

(1) 成年後見人等の担い手不足をもたらした2つ目の理由は親族後見とりわけ家族後見の後退である。そして、それには、家族機能の縮小が大きく影響していると考えられる。家族とは一般に、「夫婦・親子・きょうだいなど少数の近親者を主要な成員とし、成員相互の深い感情的かかわりあいでは結ばれた、幸福追求の集団」<sup>46)</sup>を指すものだから、「親族後見」には、本人の配偶者、子、親および兄弟姉妹等家族員による後見(以下、これを「家族後見」という。)とその他の親族による後見が含まれる。後掲【表3】を見れば分かるように、家族員は、成年後見人等を務める親族の8割以上を占めており、成年後見において重要な役割を果たしていることから、「親族後見」は実質的に「家族後見」ということもできよう。

家族には伝統的に種々の機能があるとされる<sup>47)</sup>家族員のうちで働くことのできない病人や老人など老弱者を扶養・援助することも、その機能の1つとし

【表3】 成年後見人等に占める親族の割合および親族後見人の内訳 (％)

	親族後見人の割合	親族後見人の内訳				
		配偶者	子	親	兄弟姉妹	その他親族
2000年度	90.9	18.6	34.5	9.6	16.1	12.1
	100	20.5	38.0	10.6	17.7	13.3
2006年度	83.0	6.0	21.3	28.2	18.2	9.2
	100	7.2	25.7	34.0	21.9	11.1
2008年	68.5	7.6	32.5	6.2	11.0	11.2
	100	11.1	47.5	9.1	16.3	16.4
2010年	58.6	5.7	28.8	4.4	8.8	10.9
	100	9.7	49.1	7.6	15.0	18.7
2012年	48.5	4.3	25.3	3.7	7.2	8.0
	100	8.9	52.1	7.6	14.8	16.5

資料：成年後見関係事件の概況（各年）

注：上の欄は、成年後見人等総数の占める親族の割合を、下の欄は、親族後見人総数に占める親族類型別の割合をそれぞれ示す。

て数えられる。この機能について、統一した名称があるわけではない。「保護作用」<sup>48)</sup> または「保護機能」<sup>49)</sup> と呼ぶものもあれば、「ケア機能」<sup>50)</sup> と呼ぶものもある。本稿は、これを「保護機能」と称することとする。この機能に、経済的に困窮する家族の扶養や、病人の看護や介護が含まれることはいうまでもない<sup>51)</sup> 前者に関しては、たとえば、「近親者の間には、自然の愛情、共同生活の連帯感、慣行などによって自発的に扶養義務を果たすことが期待できたから」<sup>52)</sup> という理由で、夫婦および親子を中心とする一定範囲内の近親者間の扶養義務が法律によって担保されている<sup>53)</sup> 後者に関しては、たとえば、病人を病院に連れて治療を受けさせたり、自宅で病気の療養をするときに看護したりするのも、また自立した生活ができない者の世話をするのもまずその家族であるとする<sup>54)</sup> ことについては、異論はなからう<sup>54)</sup> さらに、本人の意思決定の支援など後見事務等の遂行もまた家族の保護機能の重要な構成部分であると、筆者は考える。なぜなら、本人の意思を一番よく推し測ることができるのは本人の家族だ

からである。旧禁治産制度のもとでは、夫婦の一方が禁治産または準禁治産の宣告を受けたときは、他の一方は、当然にその後見人または保佐人になると定められていたこと（旧 840 条・847 条）や、現行制度導入の初年度となる 2000 年度の成年後見関係事件において本人の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約 90.9%（うち、家族が 78.8%）を占めていたこと（前掲【表 3】参照）などもそのためであるかと思われる。

ところが、家族の持つものとされてきた諸機能が縮小ないし減退傾向にあることはすでに家族社会学者によって指摘されて久しい<sup>59)</sup>。保護機能も例外ではない<sup>60)</sup>。現行成年後見制度導入後、制度利用者数が急速に増加したため、親族の中から後見事務等の遂行に必要な援助源（成年後見の担い手）を確保することが困難になった。そのため、成年後見人等総数に占める親族の割合が年々低下し、2012 年には全体の約 48.5%にまでさがり、現行制度開始以来、初めて 50%を切った。その内訳をみると、成年後見人等に占める配偶者の割合は 18.6%（2000 年度）から 4.3%（2012 年）に、子の割合は同じく 34.5%から 25.3%に、兄弟姉妹の割合は同じく 16.1%から 7.2%に、それぞれ下がったのである。その他の親族の割合も同様に下がったが、下げ幅が小さく、わずか 4 ポイントであった（前掲【表 3】参照）。この状況に親族後見人のうち家族が 8 割以上を占めていることを合わせて考えると、親族後見の後退は、結局のところ、家族後見の後退であり、家族の保護機能の縮小ないし減退を意味するものにほかならない。

(2) 家族の保護機能を減退させる要因の 1 つは、平均寿命の伸長と少子化の進行・家族規模の縮小という社会発展の傾向にあると思われる。前に述べたように、認知症の発症率は、医学的には、一般に高齢になればなるほど高くなるといわれているので、平均寿命の伸長は結果的に高齢者に占める認知症高齢者の割合を増大させることになる。この場合に、家族の保護機能に基づき認知症高齢者の意思決定を支援する援助源を提供していくためには、その家族に認知症高齢者を除く家族構成員が存在し、かつ、一定以上の規模を保持しなければ

ならない。成年被後見人等が高齢者である場合には、その意思決定を支援する主な援助源はその「子」である。なぜなら、本人の配偶者の多くもまた高齢者であり（後述）、また「兄弟は他人の始まり」ということわざがあるように、本人の兄弟姉妹は互いに疎遠になっている場合が多いので、これらの者を援助源として期待することはそもそも困難だからである。実際、親族後見人に占める「子」の割合は、現行制度施行以来、2006年度を除けば、ほぼ毎年上昇し、2012年には5割を超え、52.1%を占めるようになった。反対に、配偶者や兄弟姉妹の割合はそれぞれ低下した（前掲【表3】参照）。したがって、前述の認知症高齢者本人以外の家族員とは、主に本人の「子」を指しているものである。つまり、家族の保護機能に、後見事務等を遂行し、認知症高齢者の意思決定を支援することを期待するとすれば、2世代以上の家族員が同居する家族、すなわち直系家族<sup>57)</sup>が望ましい。しかし、実際の状況はそれとは反対の方向に向かって動いている。以下において、①少子化の進行、②家族規模の縮小、③世帯構造の変化、④家族形態の変化から、家族機能の減退ないし縮小を考察したい。

第1、少子化の進行について。第2次ベビーブーム期（1971年～1974年）以降、日本の年間出生数は、増加と減少を繰り返しながらも、緩やかに減少している<sup>58)</sup>。しかも、晩婚化<sup>59)</sup>・非婚化<sup>60)</sup> および晩産化<sup>61)</sup>・非産化<sup>62)</sup> が同時に進行しているので、その限りでは、少子化の傾向が今後改善される見込みはないといっておかろう（後掲【表4】参照）。

第2は家族規模の縮小である<sup>63)</sup>。家族規模の変化をみるときに手がかりとなるのは一般世帯<sup>64)</sup>の平均世帯規模である<sup>65)</sup>。後掲【表4】から、少子化の進行が世帯数の増加とあいまって平均世帯人員の減少をきたし、平均世帯規模は、家族の保護機能を減退させる方向に向かって縮小し続けていることが分かる。

第3に、家族の保護機能の減退は、世帯構造の変化からより詳しく知ることができる。65歳以上の高齢者のいる世帯のうち、高齢者の単独世帯および夫婦のみの世帯は増え続け、2004年に5割を超え、2012年には53.6%に達し

【表4】出生数・世帯数・平均世帯人員の推移

	出生数（人）	世帯数	平均世帯人員
1953年	1,868,040	17,180	5.00
1989年	1,246,802	39,417	3.10
1992年	1,208,989	41,210	2.99
2012年	1,037,231	48,170	2.57

資料：『国民生活基礎調査の概況』（平成24年）および『人口動態統計（確定数）の概況』（平成24年）

た。つまり、同居の家族（子）による意思決定の支援を受けることが望めないかまたは困難な世帯は高齢者のいる世帯の5割以上を占めている。そのうち、配偶者による意思決定の支援を受けることすらできない状況にある高齢者単独世帯は2004年に2割をも超え、2012年には23.3%になった。他方、高齢者のみの世帯が48.8%（2012年）を占めていることから分かるように、夫婦のみの世帯のうち、配偶者による意思決定の支援を受けることが困難とみられる夫婦ともに高齢者である世帯が多い<sup>66)</sup>。反対に、保護機能が有効に働くとされる直系家族は減少し続けている<sup>67)</sup>。たとえば、1989年には3世代世帯はまだ高齢者のいる世帯の40.7%を占めていたが、2012年にはその割合が15.3%にまで低下した（後掲【表5】参照）。

第4に、同様の事情は、さらに家族形態<sup>68)</sup>という側面からうかがうこともできる。すなわち、子との同居率の低下である。高齢者100人中、1989年に

【表5】全世帯に占める高齢者のいる世帯の割合およびその構成割合（%）の推移

年	高齢者のいる世帯（全世帯に占める割合）	単独世帯	夫婦のみの世帯	親と未婚の子のみの世帯	3世代世帯	その他の世帯	高齢者のみの世帯（再掲）
1989年	100 (27.3)	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28.2
2004年	100 (38.6)	20.9	29.4	16.4	21.9	11.4	44.0
2011年	100 (41.6)	24.2	30.0	19.3	15.4	11.2	49.2
2012年	100 (43.4)	23.3	30.3	19.6	15.3	11.6	48.8

資料：『国民生活基礎調査の概況』（平成24年）

60.0%を占めていた子と同居の高齢者の割合が2012年には42.3%にまで下がった。とりわけ、子夫婦と同居の高齢者は同じく42.2%から16.0%に約26ポイントも下がったのである。これに反し、同居の子どもによる意思決定の支援を期待できない一人暮らしの高齢者（単独世帯）および夫婦のみの世帯は、1989年の36.7%から2012年の53.6%にまで増大した（後掲【表6】参照）。

【表6】家族形態別にみた高齢者の構成割合（%）の推移

年	高齢者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子と同居	子夫婦と同居	未婚の子と同居
1989年	100	11.2	25.5	60.0	42.2	17.7
1995年	100	12.6	29.4	54.3	35.5	18.9
1998年	100	13.2	32.3	50.3	31.2	19.1
2007年	100	15.7	36.7	43.6	19.6	24.0
2010年	100	16.9	37.2	42.2	17.5	24.8
2012年	100	16.1	37.5	42.3	16.0	26.4

資料：『国民生活基礎調査の概況』（平成24年）

ここで注意しなければならないのは、「親と未婚の子のみの世帯」の割合および「未婚の子と同居」の高齢者の割合がそれぞれ上昇していることである（前掲【表5】および【表6】参照）。このことのみに着目すれば、家族がその保護機能が有効に働く規模を保持しているようにもみえる。しかし、諸々の機能を有するものとされる家族がもつもっとも基本的かつ重要な機能は人口の再生産機能である<sup>69)</sup>。家族の人口再生産機能の観点からみて、これはけっして楽観視できるような状況ではない。というのはこうである。たとえば、2014年に夫婦ともに67歳の高齢者が一人っ子である未婚の子と同居し、母がその子を26歳で出産したとしよう<sup>70)</sup>。この場合、同居の子はすでに41歳になっている。男女の生涯未婚率はともに上昇し、2010年はそれぞれ20.14%と10.61%を占めていること<sup>71)</sup>、年齢が高くなるにつれ結婚する可能性が低くなること<sup>72)</sup>、晩婚化は夫婦の出生力を低下させる一因であること<sup>73)</sup>を総合して勘案すれば、そ

の子が将来高齢者になった場合には、家族の保護機能が働くことを期待できないまたは期待しがたい単独世帯か、夫婦のみの世帯になる可能性が高くなるからである。

(4) 本人の意思を尊重しつつ、もっとも本人の利益に適合する方法で後見事務等を遂行することおよび後見事務等の遂行の迅速性・利便性をあわせて考えれば、いうまでもなく、本人と同居の家族ないし親族が成年後見人等になるのが望ましいであろう。本人との意思疎通をもっとも図ることができ、しかも本人にとって一番望まれることは何かをもっとも知るができるのは、同居の家族ないし親族だからである。

ところが、親世代と子ども世代の同居率が低下しつつあることは、前述のとおりである。それを裏返せば、すなわち別居化が進行していることを意味する(後掲【表7】)。

【表7】別居の子のみの高齢者の子の居住場所の構成割合(%)の推移

年	高齢者総数	子と別居	同一家屋又は同一敷地	近隣地域	同一市区町村	その他の地域
1995年	100	32.2 (100)	(10.9)	(20.4)	(25.9)	(42.8)
1998年	100	37.0 (100)	(11.0)	(23.2)	(25.8)	(37.5)
2007年	100	33.5 (100)	(7.9)	(15.4)	(25.9)	(42.7)
2010年	100	34.8 (100)	(9.2)	(17.1)	(28.2)	(41.3)

資料：『国民生活基礎調査の概況』（平成7年・10年）、厚生労働省大臣官房統計情報部編集『グラフでみる世帯の状況－国民生活基礎調査（平成19年）の結果から－』および『グラフでみる世帯の状況－国民生活基礎調査（平成22年）の結果から－』

別居化進行の背景には、子ども世代との同居よりも別居を希望するという親世代の意識の変化があったようである。子ども世代との別居を希望する親世代は、1969年には11.8%を占めるに過ぎなかったのに対して、2006年には24.1ポイント増の35.9%を占めるようになった<sup>79)</sup>。親世代が子ども世代との別居を希望する主な理由として、①生活習慣(生活時間、食生活、家事のやり方など)が異なること(54.2%)、②お互い人間関係の面で気を遣うこと(50.9%)、③

子ども世代に迷惑をかけたくないこと（41.5%）および④お互いのプライバシーを大切にしたいこと、などがあげられていた<sup>75)</sup> 上記理由を見る限り、親世代と子ども世代の別居化は今後もさらに進行すると推測することができる。

しかし、後見事務等の遂行は、同居の家族のみならず、別居ではあるが、本人と日常的に接触することが可能な近居の家族によっても同様に可能である。子の居住場所との距離がどの範囲内のものであれば日常的に接触することが可能な近居と言えるかについて、とくに明確な定義はないが、常時本人との意思疎通を図ることができることと後見事務等を迅速に遂行することができることなどを前提に考えると、前掲【表7】中の「同一家屋又は同一敷地」および「近隣地域」<sup>76)</sup>に住む場合を「日常的に接触することが可能な近居」とするのが相当であろう<sup>77)</sup>

別居率が上昇するなかで、親世代と子ども世代が「同一家屋又は同一敷地」「近隣地域」に住むケースは、2007年以降それぞれ増えているものの、両者を併せても26.3%（2010年）を占めているにすぎない。かりに「車・電車で1時間以内」の場所に住む場合を「近居」とし<sup>78)</sup>「同一市区町村」に住むケースをも「近居」に入れたとしても、近居の子による後見事務等の遂行を期待できるのは、別居の子のうちの54.5%（2010年）を占めるにすぎない。つまり、親世代の約半数近くの者が、将来認知症高齢者になった場合に、子どもによる意思決定の支援を受けることが困難な状況に直面する可能性が高い。

### 3 第三者後見の担い手不足

(1) 急速に進行する社会の高齢化・少子化への対応および障害者福祉の充実という社会の要請<sup>79)</sup>に答え、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の多様なニーズに対応する<sup>80)</sup>ため、2000年法改正は、選択肢を広げて後見等の態勢を充実させるという視点<sup>81)</sup>から、制度的に次のような手当てをした。まず、本人が認知症高齢者である場合には、配偶者も相当高齢に達していることが多いので、本人にとって、必ずしも配偶者がもっとも適任の成年後見人等である

とは限らないことが少なくない<sup>82)</sup>という理由から、配偶者法定後見人制度を廃止し（民法旧第840条の削除）、選択肢を広げるための前提を提供した。これにより、家庭裁判所は、個々の事案に応じて、もっとも適任と認められる者を成年後見人等に選任することができるようになる<sup>83)</sup>

つぎに、1人後見人制をやめ、複数成年後見人等の制度を導入した（民法旧843条の改正および859条の2の新設）。これにより、各分野の専門家（法律実務家と福祉の専門家）による財産管理事務と身上監護事務の分担や、親族と特定分野の専門家との協同などという形で後見等の事務を遂行することができるようになる<sup>84)</sup>

第3に、法人後見人制度を明文化した（民法843条4項および876条の2第2項・876条の7第2項による843条4項の準用<sup>85)</sup>）。法人後見人制度を明文化する狙いは、「福祉関係の事業を行う法人がその人的・物的な態勢を組織的に活用して本人の財産管理・身上監護の事務を遂行すること」と、本人に身寄りがなく、適当な成年後見人等の候補者を見いだすことが困難な場合の「受け皿として」法人がその成年後見人等となることにある<sup>86)</sup>

第4に、成年後見人等の供給源として、配偶者以外の親族・知人および法人のほかに、弁護士・司法書士などの法律実務家や社会福祉士などの福祉の専門家等が想定されていた<sup>87)</sup>。専門職を第三者後見の担い手として想定した理由について、「本人の財産の管理をめぐって親族間に激しい争いがあるような場合には、中立公平な立場にある第三者が、後見等の事務を行う必要があるでしょうし、本人の心身の状態、生活状況あるいは財産状況によっては、後見等の事務が複雑で専門性を要する場合」もあるからだ、と述べられている<sup>88)</sup>

(2) 親族後見が後退しつつある中、第三者後見はより一層その重要性を増す。親族後見人と区別する意味では、本人の知人が成年後見人等である場合も一応第三者後見の範疇に属するが<sup>89)</sup>、有力な供給源ではない<sup>89)</sup>。また、法人後見制度の利用が期待される場所である<sup>90)</sup>が、（法定後見の）成年後見人等総数に占める法人後見人の割合は2000年度にはわずか0.4%（13件<sup>91)</sup>に過ぎず、

10年以上経過した2012年においても5.3%（1,702件）にとどまり<sup>92)</sup>それほど伸びていないのが現状である<sup>93)</sup>。法人後見の担い手として社会福祉協議会などの社会福祉法人、福祉関係の公益法人などが当初想定されていた<sup>94)</sup>が、これらの法人が成年後見人等の受任を進めるにあたって、利益相反の問題、人材の確保の問題および財源の問題など、いくつかの課題を克服しなければならない<sup>95)</sup>。

こうした状況のなか、成年後見の担い手は主として第三者である弁護士、司法書士および社会福祉士などの専門職に頼らざるを得なくなった。2012年の成年後見（法定後見）申立事件において、第三者後見人の割合は全体の約51.5%を占めている。そのうち、弁護士等専門職（弁護士法人・司法書士法人・行政書士法人の受任件数を除く。以下同じ。）<sup>96)</sup>の受任件数は14,612件で、第三者後見人全体の約88%を占めている。成年後見制度に対する潜在的需要の大きさおよびそれを背景とする利用者数の増加と、それとは反対に親族後見人の減少により、第三者後見人に対する需要が今後ますます高まることが予想されるので、専門職後見人だけによる対応はもうすでに限界に達している。成年後見人等に選任された専門職のうち上位3位を占めている弁護士・司法書士・社会福祉士は、2012年に13,710件を受任し、専門職後見人総数（14,612件）の94%に達している<sup>97)</sup>。これに対して、成年後見人等候補者の名簿登録者数は、弁護士約3,200名（2009年現在）<sup>98)</sup>、司法書士は4,898名（2012年3月末現在）<sup>99)</sup>、社会福祉士は5,652名（2013年1月末現在）<sup>100)</sup>で、三者をあわせても約1万3,750人しかない。しかも実働数はそれを下回っている。たとえば、2013年1月末現在、社会福祉士の名簿登録者5,652名のうち、活動中の受任者は3,781名にとどまっている<sup>101)</sup>。

他方、前述したように、2012年12月末日現在の成年後見制度（法定後見）の利用者数は合計で16万4,421人である。かりに2012年の実績を参考にして成年後見人等の総数に占める第三者後見人の割合を50%、そして第三者後見人の総数に占める専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）後見人の割合を

80%，1人当たりの受任件数を1件とし、複数後見人を考慮に入れないとする場合、少なくとも約6万5,769人が必要となるという計算になる。この数字と約1万3,750人しかない弁護士・司法書士・社会福祉士の三者をあわせた成年後見人等候補者の登録者数（実働数はそれをさらに下回る）をあわせて考えれば、1人の専門職後見人が複数人の成年後見人等を兼任するケースが多いことが容易に想像できる。この現状を如実に示してくれたのが、日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあの統計データである（後掲【表8】参照）<sup>102)</sup>

【表8】ぱあとなあ個人別受任件数（2013年1月末現在）

受任件数	1件	2件	3件	4件	5～9件	10～19件	20件以上
受任者数 (割合)	1,546人 (41%)	842人 (22%)	488人 (13%)	254人 (7%)	420人 (11%)	183人 (5%)	48人 (1%)

#### 4 小 括

(1) 2000年法改正時における制度利用を抑制するものと思われる諸要素の除去、身寄りのない認知症高齢者等の申立てが困難な状況の打開を図るために創設された市町村長申立制度および市町村長申立て要件の緩和、成年後見制度の利用申立てに要する経費および後見人等の報酬の全部または一部を助成することを目的とする成年後見制度利用支援事業の実施などの施策が講じられてきた。これらの施策が功を奏したのか、成年後見制度の利用者数が急激に伸びてきて、2012年の成年後見制度利用の申立件数（法定後見）は、1999年度における旧禁治産・準禁治産宣告の申立件数のおよそ9.36倍にあたる3万4,004件に達し、2012年12月末日における成年後見制度の利用者数も合計16万6,289人に上っている。「高齢社会への対応および障害者福祉の充実の観点から、判断能力の不十分な高齢者や障害者にとって利用しやすい柔軟かつ弾力的な制度を設計する」<sup>103)</sup>という、2000年法改正の目的は一応達成できたと評価できよう。

(2) しかし、成年後見の担い手が不足するという事態は現行制度施行後間も

ないころからあらわれた。「わが国では、急速に社会の高齢化・少子化が進行し、痴呆性(ママ)高齢者および一人暮らしまたは夫婦のみで暮らす高齢者(傍点は筆者による。)が増加するなかで、高齢社会への対応が急務となっています」<sup>104)</sup>とあるように、成年後見の担い手不足という事態の発生を、2000年法改正の立法担当者がまったく予測できなかったわけではない<sup>105)</sup> そうであるにもかかわらず、立法担当者が、成年後見人等の供給源として、親族・知人や法人以外の第三者の例として、法律実務家や福祉の専門家等をあげていた<sup>106)</sup> のはなぜか。2000年法改正は民法改正を主体とする法制の整備なので、成年後見人等の供給源をいかにして確保するかという問題に踏み込むことが困難だったというのがその理由ではないかと指摘されている<sup>107)</sup>

16万6,289人という成年後見制度の利用者数(2012年12月末現在)は、783.4万人ともいわれる潜在的利用者数の約2%を占めるに過ぎない状況からみて、同制度の利用者数が今後さらに大きく増加することが予想される。これに対して、少子化・親世代と子ども世代の別居化の進行を原因とする家族規模の縮小・家族の保護機能の減退により親族後見が不可逆的に後退し、当初活躍を期待されていた法人後見が利益相反や人員・財源不足などの問題もあってそれほど進んでおらず、そして第三者後見の担い手として見込まれていた法律実務家や福祉の専門家などの専門職がすでに限界に達している。成年後見制度利用希望者の需要と成年後見の担い手の供給との間の格差がこれ以上広がらないようにするためにも、安定的、かつ、継続的に専門職以外の一般市民から成年後見人等の供給源を確保しなければならない。この問題を解決しない限り、成年後見制度を利用しようとする者にとって、同制度は「絵に描いた餅」に過ぎず、そして2000年法改正が目指していた、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等という今日の福祉における理念の実現もまた机上の空論にとどまるであろう。

### 三 今後の課題

本稿は、「市民」を成年後見の担い手として必要とする社会的背景について考察し、市民後見の流れは不可逆的であることを明らかにした。市民後見人はいまや、親族後見人・専門職後見人に次ぐ成年後見の第3の担い手として位置づけられており、<sup>108)</sup> 今後その活躍は大いに期待するところである。

しかし、市民後見のあり方に関して残された課題はなお多い。第1は、成年後見制度を利用したまたは利用しようとする者は成年後見人等に「何」を期待するか、である。成年被後見人等が一人暮らしの高齢者である場合には、本人にとって、成年後見制度の本来の趣旨である財産管理、および身上監護——本人の生活・医療・介護などに関する契約の締結や諸手続きを行うこと——を中心とする後見事務等の遂行は外部化された家族機能の一部であることを考えれば、家族機能の側面からこれを考察する必要がある。この問題を解明することによって、市民後見の可能性を示すことができる。第2は、成年後見において市民後見人にどのような役割を期待できるか、である。親族や専門職でないがゆえに市民後見人に「できること」と「できないこと」があるはずであり、市民後見の限界を示すためにこれらのことを明らかにする必要がある。第3は、市民後見人の安定性・持続性をどのようにして担保するか、という問題である。現在進められている市民後見事業は、市民のボランティア精神に依拠しているところが大きい。しかし、これだけでは、市民後見人のモチベーションを維持し、長期にわたる後見事務を安定的に継続させることが困難である。また、市民後見人といえども、成年後見人等を受任した場合における法的義務および責任は専門職後見人と何ら異なるところはない。この視点からの検討も必要であろう。そのほかに、市民後見の推進において地方自治体等公的機関がどのような役割を果たすべきか、これも検討すべき課題の1つとしてあげられよう。<sup>109)</sup>

## 注

- 1) 東京都の市町村長申立件数は計109件で、市町村長申立件数総数の21.4%を占めており、法定後見の認容件数は計1,786件で、全体の12.5%を占めている。これについて、「日本成年後見法学会・市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会平成17年度報告書」(2006年3月)114-115頁、日本成年後見法学会ウェブサイト「研究委員会」<http://jaga.gr.jp/kenkyu.htm> (2014年2月16日アクセス) 参照。
- 2) 東京都福祉保健局ウェブサイト「東京都後見人等候補者養成事業」<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/sodan/kouken/jigyou/yousei.html> (2013年12月16日アクセス) 参照。
- 3) 田邊仁重「市民成年後見人選任の現場から——世田谷区区民成年後見人の活動について——」実践成年後見24号(2008年1月)78頁参照。同「世田谷区社会福祉協議会成年後見センターにおける市民成年後見人支援の実際」実践成年後見47号(2013年11月)40-41頁参照。
- 4) 高木粧知子「社会貢献型後見人の選任と実務」実践成年後見24号(2008年1月)65-66頁参照。
- 5) 藤原一男「大阪市成年後見支援センターの市民後見人選任と活動支援の取組み」実践成年後見24号(2008年)71-72頁参照。
- 6) その具体的な内容として、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦およびその他の措置(たとえば、研修を修了した者の名簿の作成や市町村長が推薦した後見人等への支援などの措置)がある。詳しくは、厚生労働省ウェブサイト「市民後見関連情報」[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/shiminkouken/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shiminkouken/index.html) (2013年12月16日アクセス) 参照。
- 7) 前掲注6) 厚生労働省ウェブサイト参照。
- 8) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成24年1月~12月」, 裁判所ウェブサイト「成年後見関係事件の概況」<http://www.courts.go.jp/about/siryu/kouken/index.html> (2014年2月16日アクセス。以下「成年後見関係事件の概況」という) 参照。
- 9) 小林昭彦=大門匡編著『新成年後見制度の解説』(金融財政事情研究会, 2000年)6頁。
- 10) 前掲注6) 厚生労働省ウェブサイト参照。
- 11) 成年後見関係事件の概況(2012年)参照。
- 12) 小林=大門・前掲注9)10-11頁, 小林昭彦=原司『平成11年民法一部改正法等の解説』(法曹会, 2002年)48頁参照。
- 13) 小林=大門・前掲注9)10頁, 小林=原・前掲注12)47頁参照。
- 14) 我妻栄『新訂民法総則(民法講義I)』(岩波書店, 1965年)77頁参照。
- 15) 1995年度の検察官申立件数はゼロであった。現行制度の下においても、検察官による申立てが全くないか、あるとしても全体に占める割合は約0.01%に過ぎない。これについて、成年後見関係事件の概況(各年)参照。
- 16) 廣中俊雄編著『民法修正案(前三編)の理由書』(有斐閣, 1987年)66頁参照。

- 17) 我妻・前掲注14) 77頁参照。
- 18) たとえば、「配偶者親族戸主中心心喪失者ノ財産ヲ保護センカ為メ禁治産ヲ請求スルノ権アルハ敢テ説明ヲ要セス檢(ママ)事モ亦此権ヲ有スルハ失心者ニ治産ヲ禁セサルトキハ恰モ幼者ニ後見人ナキト一般公ノ秩序ニ関スルに至ル」からである(手塚太郎『日本民法人事編積義附日本法例積義』(信山社復刻版, 2002年)人事編積義488頁)。同旨, 磯部四郎『民法積義人事編之部(下)法例積義』(信山社復刻版, 1997年)人事編之部(下)733丁, 井上操『民法詳解人事之部上巻・下巻』(信山社復刻版, 2002年)下巻172丁。他方, 心喪失者のうち, 「危狂者ニ対シテ禁治産ヲ請求シ公益ヲ保護スヘキ権アル」ほか, 「危狂者ニ非サルモ其利益ヲ保護スルカ為メ之ニ対シ禁治産ヲ請求スル」ことができるとして, 検事を請求権者と定めた趣旨は公益の保護と本人の利益の保護の両方にある, と解するものもある(井上正一=亀山貞義=岸本辰雄(井上正一)『民法正義人事編卷之貳(上下)・法例正義』(信山社復刻版, 1996年)人事編卷之貳(上)213頁)。
- 19) 廣中・前掲注16) 11頁によれば, 明治民法は, 「準禁治産ノ請求及ヒ取消ニ付テ禁治産ト其規定ヲ異ニスル理由ナキ」という理由で, 旧7条を準用する形で準禁治産の請求権者に「検事」を加えた(旧13条。現行民法11条参照)。
- 20) 手塚・前掲注18) 503頁。同旨, 井上・前掲注18) 251-252頁。
- 21) 「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け障障第11号, 障精第21号, 老計第13号)参照。
- 22) 「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」(平成17年7月9日障障第0729001号・障精発第0729001号・老計発第0729001号)参照。
- 23) 「介護予防・生活支援事業の実施について」(平成13年5月25日老発第213号)参照。同事業は, 地域支援事業(「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号))が2006年4月1日から実施されるに伴い廃止され, 認知症高齢者を対象とする成年後見制度利用支援事業も地域支援事業の一環として実施されるようになった。
- 24) 「介護予防・地域支え合い事業の実施について」(平成13年5月25日老発第213号・平成15年6月9日改正老発第0609002号)参照。
- 25) 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号)参照。
- 26) 知的障害者および精神障害者については, 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号。平成20年3月28日改正), 認知症高齢者については, 「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」(平成20年10月24日厚生労働省老健局計画課長事務連絡)参照。
- 27) 成年後見関係事件の概況(各年)参照。
- 28) 小林=大門・前掲注9) 341-342頁参照。

- 29) 小林=大門・前掲注9) 342頁参照。
- 30) 小林=大門・前掲注9) 342頁参照。
- 31) 法令データ提供システムでキーワードとして「成年被後見人」を入力して検索をかける方法で調べた。
- 32) 日本弁護士連合会「成年後見制度に関する改善提言」(2005年5月6日) 29-30頁, 日本弁護士連合会ウェブサイト [http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2005/2005\\_31.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2005/2005_31.html) (2014年4月4日アクセス) 参照。
- 33) 東京地判平成25年3月14日判時2178号3頁, 判タ1388号62頁。国が控訴したが, 同年7月17日, 控訴審で成年被後見人の選挙権を確認し, 和解が成立した。これについて, 日本弁護士連合会会長山岸憲司「東京高等裁判所における成年被後見人に選挙権を認める和解成立を受けての会長談話」(2013年7月17日), 日本弁護士連合会ウェブサイト <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2013/130717.html> (2014年3月14日アクセス) 参照。本判決は各方面から高い評価を受けた。小島慎司「成年被後見人は選挙権を有しないとすの公選法11条1項1号の合憲性」法学教室別冊付録401号(判例セレクト2013 [I]) 11頁, 三宅裕一郎「成年被後見人に対する選挙権制限の合憲性」法学セミナー701号(2013年) 114頁, 杉浦ひとみ「成年被後見人の選挙権訴訟違憲判決」賃金と社会保障1590号(2013年) 17頁, 「特集Ⅱ選挙権訴訟からみた成年後見」実践成年後見46号(2013年7月) 37頁ほか参照。
- 34) これについて, 総務省ウェブサイト「成年被後見人の方々の選挙権について」 [http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/touhyou/seinen/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/seinen/index.html) (2014年3月14日アクセス) 参照。
- 35) これと同時に, 成年被後見人は憲法改正国民投票の投票権を有しない旨を定める日本国憲法の改正手続に関する法律4条および都道府県農業会議の会議員とならない旨を定める農業委員会等に関する法律41条3項1号も削除された。
- 36) 我妻・前掲注14) 67頁, 川島武宜『民法総則(法律学全集17)』(有斐閣, 1965年) 173頁参照。そのほかに, 配偶者その他の親族の相続期待権・扶養請求権の保全, 扶養義務発生の予防や, 社会公共に対する危害および公的財産負担の予防も制度の根柢になっていると指摘されている(須永醇編『小林一俊』『被保護成年者制度の研究』(勁草書房, 1996年) 42-43頁)。
- 37) 小林=原・前掲注12) 256-257頁, 小林=大門・前掲注9) 6頁参照。
- 38) 成年後見関係事件の概況(2000年度)参照。
- 39) 厚生労働省研究班(研究代表者:筑波大学朝田隆教授)「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(2013年3月), 厚生労働省ウェブサイト「第45回社会保障審議会介護保険部会資料」 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000033t43.html> (2014年2月16日アクセス) 参照。知的障害者および精神障害者の人数については, 後掲注40)参照。

- 40) 知的障害者（18歳以上および年齢不詳者を含む。）の数は、2000年の35.6万人から2005年の42.2万人に増加し、5年間の伸び率は18.5%である。精神障害者（20歳以上および年齢不詳者を含む。）の数は、2002年は244.2万人、2011年は302.2万人であって、9年間の伸び率は23.8%である。これについて、『平成17年版障害者白書（概要）（PDF）』図表1-1および『平成25年版障害者白書（概要）（PDF）』1頁、内閣府ウェブサイト「障害者白書」<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>（2014年2月16日アクセス）参照。
- 41) 『平成25年版障害者白書（全体版）（PDF）』4頁、前掲注40)内閣府ウェブサイト参照。
- 42) 『平成25年版障害者白書（全体版）（PDF）』8頁、前掲注40)内閣府ウェブサイト参照。
- 43) 厚生労働省ウェブサイト「認知症高齢者数について」<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002iau1.html>（2014年4月5日アクセス）参照。
- 44) 「日常生活自立度Ⅱ」とは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態をいう。前掲注43)厚生労働省ウェブサイト参照。
- 45) 『平成25年版高齢社会白書（全体版）（PDF）』7頁図1-1-7、内閣府ウェブサイト「高齢社会白書」〈<http://www8.cao.go.jp/kourci/whitepaper/index-w.html>〉（2014年2月16日アクセス）参照。
- 46) 森岡清美＝望月嵩『新しい家族社会学』（培風館、4訂版、1997年）4頁参照。
- 47) 家族機能の内容および種類に関してさまざまな主張がなされているが、本稿では立ち入った紹介を差し控えたい。なお、家族機能に関する文献として当面は次のものを挙げておく。姫岡勤ほか〔姫岡〕「戦後における家族の実態」社会学評論7巻27・28号（1957年）135-145頁、山根常男「家族の本質——キブツに家族は存在するか」社会学評論13巻52号（1963年）37-55頁、大橋薫・増田光吉編〔大橋〕『家族社会学』（川島書店、1973年）50-67頁、森岡清美編〔宮城宏〕『新・家族関係学』（中教出版、1982年）31-66頁、森岡清美『現代家族変動論』（ミネルヴァ書房、1993年）166-167頁など。
- 48) 戸田貞三「家族の構成と機能」田邊寿利編『社会学大系・家族』（石泉社、1953年）54頁参照。
- 49) 姫岡勤ほか〔姫岡〕・前掲注47)139頁、大橋薫・増田光吉編〔大橋〕・前掲注47)61頁。
- 50) 袖井孝子「主婦の家庭外就業とケア機能の外部化」森岡清美監修『家庭社会学の展開』（培風館、1993年）226頁。
- 51) 姫岡勤ほか〔姫岡〕・前掲注47)139頁、大橋薫・増田光吉編〔大橋〕・前掲注47)61頁、袖井・前掲注50)226頁など参照。
- 52) 二宮周平『家族法（新法学ライブラリー）』（新世社、第4版、2013年）244頁。
- 53) 夫婦間の扶助義務（民752条・760条）、直系血族および兄弟姉妹間の扶養義務（同877条1項）。そのほか、直系血族および同居の親族間にも扶助義務が定められており（民730条）、さらに、家庭裁判所は、特別の事情があるときは、3親等内の親族間においても扶

- 養義務を課すことができるようになってきている（同877条2項）が、これらの規定に対する批判は多い。これについて、久貴忠彦『親族法（民法学全集）』（日本評論社、1984年）39-40頁、二宮・前掲注52）247頁、大村敦志『家族法』（有斐閣、第3版、2010年）254頁、梶村太一ほか〔岩志和一郎〕『家族法実務講義』（有斐閣、2013年）323頁ほか参照。
- 54) 大橋薫・増田光吉編〔大橋〕・前掲注47) 61頁参照。
- 55) 家族機能縮小論を最初に打ち出したのはアメリカの社会学者オグバーンであった（Ogburn, W. F., & C. Tibbitts, *The family and its functions*, in: *President's Research Committee on Social Trends (eds.), Resent Social Trends in the United States*, McGraw-Hill 1933, 661-708)。これについて、森岡・前掲注47) 166-167頁参照。日本の状況については、姫岡勤ほか〔姫岡〕・前掲注47) 135頁以下参照。
- 56) 姫岡勤ほか〔姫岡〕・前掲注47) 141頁、大橋薫・増田光吉編〔大橋〕・前掲注47) 61頁参照。
- 57) 直系家族とは、家族構成に注目して分類する場合の一形態であり、夫婦、1人の既婚子とその配偶者、および彼らの子どもからなるものをいうが、親夫婦と子夫婦だけの場合なども含まれる。これについて、森岡＝望月・前掲注46) 16頁参照。
- 58) 『平成24年（2012）人口動態統計（確定数）の概況』、厚生労働省ウェブサイト「人口動態調査」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html>（2014年4月6日アクセス）参照。
- 59) 2010年の夫の平均初婚年齢は29.8歳で1987年（28.2歳）から1.6歳、妻の平均初婚年齢は28.5歳で1987年（25.3歳）から3.2歳遅くなった。晩婚化は、夫婦の平均出生子どもの数の低下を招く要因である。これについて、『第14回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査・夫婦調査の結果概要）』、国立社会保障・人口問題研究所ウェブサイト「出生動向基本調査」[http://www.ipss.go.jp/site-ad/index\\_Japanese/shussho-index.html](http://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/shussho-index.html)（2014年4月6日アクセス）参照。
- 60) 男性の生涯未婚率は1980年の2.60%から2010年の20.14%に、女性の生涯未婚率は1980年の4.45%から2010年の10.61%にそれぞれ上昇した。生涯未婚率とは、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率をいう。これについて、『平成25年版少子化社会対策白書概要版（PDF）』4頁、内閣府ウェブサイト<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2013/25pdfgaiyoh/25gaiyoh.html>（2014年4月6日アクセス）参照。
- 61) 第1子出生時の母の平均年齢は上昇傾向にある。1985年は26.7歳であったのに対して、2011年は30.1歳になった。これについて、『平成23年人口動態統計月報年計（概数）の概況』結果の概要2出生、前掲注58) 厚生労働省ウェブサイト参照。
- 62) 結婚持続期間15～19年の夫婦のうち、子どもなしの夫婦は、1977年は3.0%であったが、2010年は6.4%にまで上昇した。これについて、前掲注59) 『第14回出生動向基本調査』参照。
- 63) 家族規模の縮小については、森岡＝望月・前掲注46) 162-163頁参照。

- 64) 国勢調査では、世帯は「一般世帯」と「施設等の世帯」に分かれる。
- 65) 「世帯」は「家族」とは異なる概念である。「家族」は親族からなる集団であり、同居親族のみならず、別居親族（他出者）もその構成員である。これに対して、「世帯」とは、住居および生計を共にする者からなる集団であり、同居親族のほかに、同居人・使用人といった親族でない者を含むこともある。したがって、「平均世帯規模」はあくまでも「家族規模」の近似値でしかないことに注意しなければならない。これについて、森岡＝望月・前掲注 46) 6 頁, 162 頁参照。
- 66) 厚生省『平成 7 年国民生活基礎調査の概況』によれば、夫婦のみの世帯のうち、1975 年にいずれかが 65 歳未満の世帯が夫婦ともに 65 歳以上の世帯をわずかに上回っていたが、1980 年には逆転され、1995 年には夫婦ともに 65 歳以上の世帯が 16.1% を占め、いずれかが 65 歳未満の世帯の 8.1% を大きく上回った。これについて、厚生労働省ウェブサイト「国民生活基礎調査結果の概要」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html> (2014 年 4 月 6 日アクセス) 参照。
- 67) ただし、鈴木透氏の研究によれば、2015 年以降、単独世帯の増加が進む一方、2 人以上の世帯に占める核家族の比重は低下し、直系家族世帯の比重が増加することが予想されている。同「直系家族世帯の動向」人口問題研究 68 巻 2 号 (2012 年 6 月) 3 頁, 国立社会保障・人口問題研究所ウェブサイト「人口問題研究」<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/sakuin/jinko/jsakuin16.htm> (2014 年 4 月 6 日アクセス) 参照。
- 68) ここにいう「家族形態」とは、厚生労働省が国民生活基礎調査において、65 歳以上の高齢者を対象に、その同居状態を調査するときに用いられる概念であり、「単独」「夫婦のみ」「子と同居」「その他の親族と同居」「非親族と同居」の 5 つに分類されている。これについて、『平成 10 年国民生活基礎調査の概況・用語の説明』, 前掲注 66) 厚生労働省ウェブサイト参照。
- 69) 兼清弘之「人口と家族」政経論叢 65 巻 3・4 号 115 頁, 明治大学学術成果リポジトリウェブサイト [http://m-repo.lib.meiji.ac.jp/docs\\_site/index.html](http://m-repo.lib.meiji.ac.jp/docs_site/index.html) (2014 年 4 月 6 日アクセス)。
- 70) 1975 年の第 1 子出生時の母の平均年齢は 25.7 歳であった。これについて、『平成 23 年人口動態統計月報年計 (概数) の概況』結果の概要 2 出生, 前掲注 58) 厚生労働省ウェブサイト参照。
- 71) 前掲注 60) 参照。
- 72) 平成 22 年の国勢調査によれば、男性の 20～24 歳未婚率 (94.0%) と 25～29 歳未婚率 (71.8%) との差は -22.2 ポイントで、25～29 歳未婚率と 30～34 歳未婚率 (47.3%) との差は -24.5 ポイントであるのに対して、30～34 歳未婚率と 35～39 歳未婚率 (35.6%) との差は -11.7 ポイントであり、その差の幅が急激に縮み、35～39 歳未婚率と 40～44 歳未婚率 (28.6%) との差は -7 ポイントにまで縮小した。『平成 22 年国勢調査 人口等基本集計結果 結果の概要』(2011 年 10 月 26 日) 22 頁, 総務省統計局ウェブサイト「平成 22 年国勢調査」<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index2.htm> (2014 年 4 月 6 日アクセス)。

- 73) 意識調査によれば、妻の年齢が35～39歳の場合における出産希望は約6割であるのに対して、妻の年齢が40～44歳になると、出産希望は2割にまで低下している。これについて、『平成17年版国民生活白書(PDF)』11-13頁、内閣府ウェブサイト「国民生活白書」<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/index.html> (2014年2月2日アクセス) 参照。
- 74) 『平成19年版国民生活白書(PDF)』30-31頁、前掲注73)内閣府ウェブサイト参照。
- 75) 『平成19年版国民生活白書(PDF)』31頁、前掲注73)内閣府ウェブサイト参照。
- 76) 「近隣地域」とは、「同じ町内会や回覧板が回される程度のところ」とされている。これについて、『平成10年国民生活基礎調査の概況・用語の説明』、前掲注66)厚生労働省ウェブサイト参照。
- 77) 国民生活白書および鈴木透氏ほかはこのような居住形態を「近居」とする。前者については、『平成4年国民生活白書』第1部第1章第2節、前掲注73)内閣府ウェブサイト、後者については、鈴木透ほか「〔資料〕高齢者の居住状態の将来推計」人口問題研究68巻2号(2012年)37～70頁、39頁参照。
- 78) たとえば、国土審議会計画部会第9回ライフスタイル・生活専門委員会「資料④既婚者とその親との住まい方－「近居」を中心とした実態と将来意向－」(2006年5月23日)が「近居」をこのように定義している。国土交通省ウェブサイト「第9回ライフスタイル・生活専門委員会配付資料」[http://www.mlit.go.jp/singikai/kokudotin/keikaku/lifestyle/9/lifestyle\\_shiryu.html](http://www.mlit.go.jp/singikai/kokudotin/keikaku/lifestyle/9/lifestyle_shiryu.html) (2014年2月11日アクセス)。
- 79) 小林＝大門・前掲注9)6頁参照。
- 80) 小林＝大門・前掲注9)117頁参照。
- 81) 小林＝大門・前掲注9)117頁参照。
- 82) 小林＝大門・前掲注9)116-117頁参照。
- 83) 小林＝大門・前掲注9)116頁参照。
- 84) 小林＝大門・前掲注9)117頁参照。
- 85) 小林＝大門・前掲注9)127頁参照。
- 86) 小林＝大門・前掲注9)126-127頁。
- 87) 小林＝大門・前掲注9)117頁参照。
- 88) 大林昭彦ほか編『一問一答 新しい成年後見制度〔新版〕』(商事法務,2006年)112頁参照。
- 89) たとえば、2010年に「知人」が成年後見人等に選任された件数はわずか140件、成年後見人等総数の0.5%を占めるに過ぎない。これについて、成年後見関係事件の概況(2010年)参照。
- 90) 成年後見問題研究会編『成年後見問題研究会報告書』(金融財政事情研究会,1997年)46頁参照。
- 91) 成年後見関係事件の概況(2000年度)参照。
- 92) 1702件の内訳は、社会福祉協議会(402件)、弁護士法人(214件)、司法書士法人(190

- 件), 行政書士法人 (19 件) およびその他の法人 (877 件) である。これについて, 成年後見関係事件の概況 (2012 年) 参照。
- 93) 成年後見制度研究会はその研究報告書の中で, 法人後見の実情について, 「法人を成年後見人等に選任することは例外的であるといつてよい」と評している。同研究会「成年後見制度の現状の分析と課題の検討～成年後見制度の更なる円滑な利用に向けて～ (平成 22 年 7 月)」家月 62 卷 10 号 (2010 年) 124 頁参照。
- 94) 小林=大門・前掲注 9) 128 頁参照。
- 95) 富山県社会福祉協議会「社会福祉協議会における法人成年後見人に関する検討委員会報告書」(2009 年 12 月) 25-27 頁参照。
- 96) ここにいう「専門職」は, 弁護士・司法書士・社会福祉士・税理士・行政書士・精神保健福祉士を含む。成年後見関係事件の概況 (2012 年) 参照。
- 97) そのうち, 司法書士は最多の 6,192 件, 弁護士は 4,399 件, 社会福祉士は 3,119 件である。これについて, 成年後見関係事件の概況 (2012 年) 参照。
- 98) 大貫正男「市民参加の成年後見制度——市民後見人の現状と課題」実践成年後見 32 号 (2010 年 1 月) 8 頁参照。
- 99) ただし, これは後見人候補者名簿, 後見監督人候補者名簿および両名簿登載の延べ人数なので, 実人数はそれより少ない。また, 名簿登載しないまま後見事務を行っている会員もいることに注意しなければならない。これについて, リーガルサポート「平成 24 年度事業報告」11 頁, 成年後見センター・リーガルサポートウェブサイト「事業報告・決算報告」<http://www.legal-support.or.jp/information> (2014 年 4 月 7 日アクセス) 参照。
- 100) 日本社会福祉士会ウェブサイト「ばあとなあ受任状況 (2013 年 2 月)」[http://jacsw.or.jp/12\\_seinenkoken/juninjokyo/index.html](http://jacsw.or.jp/12_seinenkoken/juninjokyo/index.html) (2014 年 4 月 7 日アクセス) 参照。
- 101) 前掲注 100) 日本社会福祉士会ウェブサイト参照。
- 102) 前掲注 100) 日本社会福祉士会ウェブサイト参照。
- 103) 小林=大門・前掲注 9) 8 頁。
- 104) 小林=大門・前掲注 9) 6 頁。
- 105) 大貫・前掲注 98) 5 頁は, これを「予想された『後見人不足』」と表現している。
- 106) 小林=大門・前掲注 9) 117 頁参照。
- 107) 大貫・前掲注 98) 5-6 頁。なお, 成年後見問題研究会・前掲注 90) 46 頁参照。
- 108) 多田宏治(社)成年後見センター・リーガルサポート『成年後見制度改善に向けての提言』の紹介」実践成年後見 15 号 (2005 年 10 月) 106 頁参照。
- 109) 公的後見制度を検討するものとして, 田山輝明「公的成年後見制度」実践成年後見 28 号 (2009 年) 56 頁, 上山泰「日本における公的成年後見制度の導入について——ドイツの運用スキームを参考に」大原社会問題研究所雑誌 641 号 (2012 年) 44 頁, 法政大学大原社会問題研究所ウェブサイト「大原社会問題研究所雑誌」<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/oz/index.html> (2014 年 4 月 11 日アクセス) などがある。

- \* 本稿は、2013年12月27日に台湾・東呉大学で開催された「東アジア成年後見制度シンポジウム」(学習院大学・東呉大学法律系民事法研究中心共催)での報告原稿の一部を加筆・修正したものである。